

## 意見書

### ①「デジタル広告ワーキンググループ 中間取りまとめ(案)」関係

第1章 本WGにおける検討の背景	
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本WGがデジタル空間の広告のエコシステムの保全に向け、精力的に検討を進めていることに敬意を表します。デジタル広告をめぐる諸課題は、広告産業の問題にとどまらず、人々の社会生活や民主主義に関わる大切なテーマです。</li><li>・ 民間放送は、広告費を主たる財源とするビジネスモデルにより、報道と娯楽の両面で、公共的な役割を果たしています。2025年1月22日に民放連が本WGで指摘したとおり、デジタル情報空間の広告エコシステムの現在の状況は、民間放送のビジネスモデルを毀損し、公共的な役割を果たすことの妨げになるケースが多々見受けられます。</li><li>・ 総務省には本意見募集に寄せられる国民・視聴者の意見はもとより、放送事業者、コンテンツの権利者、広告関係者の意見を十分に尊重して、今後の政策を立案していくよう要望します。</li></ul>
第2章 なりすまし型「偽広告」等のデジタル広告の流通への対応	
1. なりすまし型「偽広告」への対応	
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ インターネット上には放送事業者のコンテンツを加工・切り取りするなど悪用したなりすまし型「偽広告」が散見されます。本取りまとめ(案)が指摘する通り、SNS等を提供するプラットフォーム事業者に実効性のある対応を求める施策の検討が引き続き必要です。</li></ul>
第3章 広告主が意図しない媒体へのデジタル広告の配信への対応	
2. 広告主等が考慮すべきリスク	
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ デジタル広告は、デジタル空間のエコシステムのみならず、民主主義や経済に影響を与えるリスクがあります。本取りまとめ(案)の</li></ul>

	「偽・誤情報の拡散や違法アップロードは、権利者に本来支払われるべき報酬が支払われないことで、信頼できる情報を発信する媒体やコンテンツが維持できなくなるなど、デジタル空間にとどまらず、社会全体に影響を及ぼす」との指摘は極めて妥当です。
3. デジタル広告の適正かつ効果的な配信に向けた広告主等向けガイダンス	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル広告の適正かつ効果的な配信を実現するためには、本ガイダンスが対象とする広告主等だけでなく、広告仲介プラットフォーム事業者の理解と協力が欠かせません。今後ガイダンスを見直す際には、広告仲介プラットフォーム事業者の果たす役割について検討が必要です。</li> </ul>

## ②「制度ワーキンググループ 中間取りまとめ(案)」関係

Ⅲ 事業者ヒアリング	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラットフォーム事業者によるインターネット上の違法・有害情報への取り組みの現状を把握するため、本WGがプラットフォーム事業者にヒアリングを行うなど、精力的に検討を進めてきたことに敬意を表します。プラットフォーム事業者の取り組みの透明性を確保するため、今後も継続的にヒアリングを実施することが必要です。</li> </ul>
4 サービス設計レイヤーに関する検討：違法情報・有害情報共通の対応の在り方	
4-1-1 リスク評価・軽減措置に関する対応の在り方	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラットフォーム事業者がリスク軽減措置に積極的に取り組むために、「自主規制型行動規範」の策定が必要とする提言に賛同します。</li> <li>行動規範策定後もプラットフォーム事業者の取り組みが不十分である場合は、速やかに実効性のある制度的対応を検討することが必要です。</li> </ul>
4-1-2 経済的インセンティブに起因するリスクへの対応の在り方	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラットフォーム上に違法アップロードされたコ</li> </ul>

	<p>コンテンツに広告が付与され、その収益がアップローダーとプラットフォーム事業者に渡ることによって、手間とコストをかけて取材・編集・制作するメディアの広告収入に影響が及ぶことに、民間放送は強い問題意識を持っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不正・不法なふるまいが日本のコンテンツ制作や情報流通のエコシステムを毀損させることのないよう、プラットフォーム事業者への対応の促進を一層進める施策の検討が必要です。</li> </ul>
5 その他	
5-1 マルチステークホルダーによる協議会	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>マルチステークホルダーによる協議会の検討にあたっては、その構成員、役割、権限等について透明性の確保が必要です。同協議会の活動が、デジタル情報空間における表現の自由を不当に侵害しないよう、慎重な制度設計を要望します。</li> </ul>
5-2 執行当局の執行権限・体制の強化	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省は情報流通プラットフォーム対処法に基づき、プラットフォーム事業者に対し適切に報告の徴収や勧告および命令、罰則の執行を行うなど実効性のある措置を執ることが必要です。</li> </ul>